

SOS ニュース

介護サービス利用者の2割負担について

一定以上の所得がある人は、8月から介護保険サービスの利用者負担が1割から2割に引き上げられる。年金収入だけなら原則280万円以上の人を対象です。

2割負担になるのは、65歳以上で「合計所得が160万以上の人」「合計所得」とは収入から「給与所得控除」や「公的年金控除」、「事業の必要経費」を差し引いた後の所得のことです。収入が年金だけなら280万円以上の人該当します。但し、例外規定あります。本人に280万円以上の年金収入があっても、世帯内に年金の少ない高齢者がいるケースで、世帯の収入が年金だけの場合は、65歳以上の人の年金を合計して346万円未満なら、2割負担にならない。

この改定により利用者負担が増える事になりますが、ただ、利用者負担の合計が、必ずしも世帯の負担増になるわけではありません。月々の利用者負担が一定上限を超えると、払い戻しを受けられる「高額介護サービス費」があります。この高額介護サービス費の上限も8月から引き上げられる。これまでは、「世帯で月額3万7200円」が上限額の最高区分であったが所得が「現役並み（単身のモデルで収入383万円以上）の人のいる世帯に「世帯で月額4万4400円」区分が新設された。所得区分の判定は市区町村が行い対象者には申請書類が送られてきますので、送り返すのを忘れないようにして下さい。介護サービスの「負担割合証」は市区町村の自治体から送られてきます。送られましたら必ずご確認ください。

以上

(平成27年7月16日号産経新聞家庭欄より)